

著作権規程細則

日本農業経済学会著作権規程第 6 条第 1 項の規定により、『農業経済研究』『Japanese Journal of Agricultural Economics（前タイトル：The Japanese Journal of Rural Economics）』『日本農業経済学会論文集』誌（以下学会誌とする）に掲載された著作物を学会長の許諾を得ずに著作者が利用できる内容を次のとおり定める。

1. 著作者の学位論文申請のための利用。
2. 著作者の学位論文の学位授与機関によるインターネット公表のための利用。しかし、学会誌に掲載された著作物が含まれる学位論文を商業出版とする場合には、学会からの許諾を必要とする。
3. 著作者が所属する機関において発行する機関リポジトリへの登載。ただし、査読後の著者最終稿（ポストプリント）に限る。学会誌に掲載された版の機関リポジトリへの登載については学会長への許諾を必要とする。

ただし、これらの利用に際しては出所を明示すること。

なお、上記の内容については本細則の改正からさかのぼって適用できるものとする。

附則

1. この細則は平成 22 年 4 月 1 日より実施する。
2. この細則の変更は編集委員会が行い、理事会の承認を得て本学会誌、本学会ホームページ等に公示する。

附則

1. この細則は令和 6 年 3 月 12 日より実施する。
2. 提出先は、本学会ホームページに掲載する。

附則

1. この細則は令和 7 年 3 月 11 日より実施する。
2. この細則の変更は常務理事会が行い、理事会の承認を得て本学会誌、本学会ホームページ等に公示する。